

## 監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果（平成26年10月8日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

平成26年10月14日

奈良県監査委員	廣野隆信
同	岸秀隆
同	安井宏一
同	藤野良次

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 香芝市別所1032

氏名 黒川 平一

#### 2 請求書の提出

平成26年8月11日

#### 3 請求の要旨

監査請求書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

##### (1) 措置要求事項

奈良県知事に対して、平成25年度に学校法人A（以下「本件法人」という。）に対して交付した私立専修学校等教育振興費補助金（以下「本件補助金」という。）（333万円）について、本件法人に返還を求め、また、今後の本件法人への補助金の交付を停止するよう勧告することを求める。

##### (2) 請求の理由

請求人が本件法人から提起された貸金返還請求訴訟の判決により確定した事実によると、本件法人は、請求人に対し、土地の購入代金を用立てるために2億円の貸付けを行い、年15%の利息と年21.9%の遅延損害金という利息制限法の上限金利を付して、その回収を行おうとしている。これは、学校法人が貸金業類似の事業を行っていることを意味するものである。つまり、本件法人は、教育目的と関係のない貸付行為を行い、収益を挙げているものであり、法人の目的の範囲外にて収益事業を行っていることになり、私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第1項及び第61条第1項に抵触する。このような不適切な運

営を行っている本件法人に、本件監査対象の補助金を交付した行為は違法又は少なくとも不当である。

#### 4 事実証明書

別紙一覧表のとおり。

### 第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えていたのでこれを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述については、請求人から不要との意思表示があった。

#### 2 監査対象事項

監査請求書の記載内容を踏まえ、平成25年度に本件法人に対して行われた本件補助金の交付が、違法又は不当な公金の支出に当たるのか否か、また、今後の本件法人への本件補助金の交付を停止すべき事由があるか否かを監査対象とした。

#### 3 監査対象部局

地域振興部及び産業・雇用振興部

#### 4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成26年9月16日に陳述を聴取した。

監査対象部局から提出された監査資料及び陳述等の内容は概ね次のとおりである。

##### (1) 本件補助金の概要

本件補助金は、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号、以

下「規則」という。)及び私立専修学校等教育振興費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、私立専修学校及び私立各種学校の振興を図り、私学経営の向上を期するため、私立学校法第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項の規定により設立した法人(以下「学校法人」という。)に対し、当該学校法人が奈良県に設置する私立専修学校又は私立各種学校の運営に要する経費を対象に交付するもので、創設は平成9年度である。

私立学校は、公教育の一翼を担い、私立専修学校等においても一定の生徒数を占め、教育の役割を果たしていることから、補助金の交付について公益上の必要性を有するものである。

## (2) 本件法人の概要

本件法人は、昭和27年2月1日付けで、奈良県知事の設立認可を受けている。本件法人は、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、優秀な人材を育成すること」を目的とし(寄附行為第3条)、B学校及びC学校を設置し(寄附行為第4条)運営している。両校とも本件補助金の交付の対象となる私立各種学校である。

## (3) 本件補助金の交付手続

本件補助金の交付手続については、要綱に以下のとおり規定されている。

学校法人は、本件補助金の交付を受けようとするときは、必要書類を添えて本件補助金交付申請書を知事に提出し(第5)、知事は、本件補助金交付申請書について審査を行い適当と認めるときは、本件補助金の交付の決定を通知する(第6)。

学校法人は、補助事業が完了したときは、必要書類を添えて本件補助金実績報告書を提出し(第9第1項)、知事は、本件補助金実績報告書を受領した場合に、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、学校法人に通知する(第10)。

学校法人は、年度終了後速やかに収支決算書を提出する(第9第2項)。

#### (4) 本件監査対象の補助金の交付手続

本件監査対象の補助金の交付については、(3)で述べた順に従って手続を行い、本件監査対象の補助金の交付申請時には、在学者数調書により、現に生徒が在籍し、教育を提供していることを確認するとともに、本件監査対象の補助金の使用計画書、在学者数調書及び収支予算書について、明らかな不整合がないことを確認し、特に問題となる点はないと判断した。完了実績報告時には、本件監査対象の補助金の使用明細書について、使用計画書との変更点や他の交付申請時の添付書類と明らかな不整合がないかを確認し、特に問題となる点はないと判断した。また、収支決算書によって本件監査対象の補助金の受入等が学校法人会計に反映されていることを確認した。

なお、平成25年6月21日に行った本件法人への現地調査においても、私立学校法その他教育関連法令の遵守状況、在学者数等を確認し、補助金の執行に関して、特に問題となる点はないと判断した。

#### (5) 請求人の主張に対する監査対象部局の見解について

##### ア 貸金業、貸金業類似の事業を行っているとの主張について

請求人が主張する本件法人の金銭貸付行為(以下「本件貸付行為」という。)については、平成24年10月10日に請求人から申し出があったことを受け、同年11月14日に本件法人を訪問し、聞き取り調査を実施した。

この結果、本件貸付行為は、本件法人が学校用地を取得するための一連の取引に係る付随的な性格を有していると考えられること、本件法人の行った金銭貸付行為は同様の性格を有していて2名に対するものだけであること、以上により本件法人の行った金銭の貸付は社会通念上貸金業者としての事業の遂行とみることはできないので、本件法人が貸金業法第2条第1項に規定する「貸金業」を営むものではないと判断した。

また、利息を付すことで貸金業となるものではなく、利息制限法の上限金利を付すことに法的に問題はない。

請求人の主張する貸金業類似の事業は法的にはそのような概念はなく、範囲は不明確であるが、少なくとも事業を営んでいると言えるためには、社会通念

上事業の遂行とみることができるもので、反復継続性が必要であると考え。請求人が貸金業類似の事業を営んでいると主張する理由は、請求人への元金及び違約金の請求行為を行っていることであるが、これをもって、貸金業類似の事業とは言えない。

なお、平成20年10月に本件法人からの報告で、本件貸付行為は学校用地を取得するためのものであるとの説明を受け、学校法人会計で処理していることを会計帳簿等で確認した。このことから、本件貸付行為が収益を目的とするものではなく、収益事業ではないと判断している。

イ 私立学校法第26条第1項及び第61条第1項に抵触するとの主張について  
本件貸付行為は、本件法人が学校用地を取得するための一連の手續に係る附随的な性格を有しており、住民監査請求書によれば、当該貸付金についての債権債務については、判決が確定しているものであり、債権の回収を行うことは当然である。

本件法人が貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営むものではないこと及び貸金業類似の事業を営むとはいえないことは、前記アで述べたとおりであり、また、債権の回収を行うことも収益事業には該当しないことから、請求人の主張には理由がない。

#### 第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

##### 1 補助金交付の適法性に関する判断基準について

補助金の交付に関しては、法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる規定されている。

そして、地方公共団体の長は、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、諸般の事情を総合的に考慮した上

での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性に関する判断に当たっては、地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、その裁量権の範囲には一定の限界があり、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である（平成13年5月29日広島高等裁判所判決同旨）。

本件補助金は、私立専修学校及び私立各種学校の振興を図り、私学経営の向上を期するために、平成9年度に創設されたものであり、私立学校は公教育の一翼を担い、私立専修学校等においても一定の生徒数を占め、教育の役割を果たしていることから、公益上の必要性を有するものであると認められる。

以下、本件監査対象の補助金の交付について、知事に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かの観点から、請求人の主張について検討する。

## 2 請求人の主張について

### (1) 貸金業、貸金業類似の事業を行っているとの主張について

#### ア 貸金業の根拠規定について

貸金業法第2条第1項は、「この法律において『貸金業』とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。」と規定している。なお、法上では、「貸金業類似の事業」という概念はない。

貸金業法第2条第1項の「金銭の貸付け」とは、利息付きであるか否かは問わず、「業として行う」とは、反復継続し、社会通念上、事業の遂行とみることが出来る程度のものをいうと解されている（上柳敏郎、大森泰人編著「逐条解説貸金業法」）。

#### イ 貸金業、貸金業類似の事業該当性について

監査対象部局の陳述等によると、本件貸付行為は、本件法人が学校用地を取

得するための一連の取引に係る付随的な性格を有しているものであること、本件貸付行為に利息や遅延損害金が付されているかどうかに関わらず、社会通念上、業としての「事業の遂行」と認められる程度のもではなかったことを確認している事実が認められる。

このことから、県においては上記アの考え方に照らして、本件法人が貸金業法第2条第1項に規定する「貸金業」を営むものではないと判断されており、当該判断が特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

また、請求人の主張する貸金業類似の事業は法上そのような概念がないが、上記同様、業としての「事業の遂行」と認められる程度のもではなかったと判断されており、当該判断が特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

(2) 私立学校法第26条第1項及び第61条第1項に抵触するとの主張について

ア 私立学校法第26条第1項及び第61条第1項の定めについて

私立学校法第26条第1項は、学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができることを規定し、第61条第1項は、学校法人が行う収益事業について、一定の事由がある場合には所轄庁がその収益事業の停止を命じることができることを規定している。

イ 私立学校法第26条第1項及び第61条第1項に抵触するか否かについて

監査対象部局の陳述等によると、本件貸付行為は、貸金業を営むものではなく、また、貸金業類似の事業とは言えず、さらに、単に、確定した判決に基づき、学校用地を取得するための一連の取引に係る債権の回収を行うことは収益事業とは言えないことから、県においては、本件法人において、私立学校法第26条第1項に反する事実は認められず、私立学校法第26条第1項及び第61条第1項に抵触しないと判断されており、当該判断が特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

以上のとおり、請求人の主張するいずれの点についても理由は認められない。

### 3 本件監査対象の補助金の交付手続について

監査対象部局の陳述等によると、本件監査対象の補助金の交付申請時には、在学者数調書により、現に生徒が在籍し、教育を提供していること等を確認し、完了実績報告時には、補助金の使用明細書について、使用計画書との変更点や他の交付申請時の添付書類との不整合がないかを確認するなど、交付申請書の提出から、交付決定、現地調査、完了実績報告書の提出、額の確定、収支決算書の提出に至るまで、規則及び要綱に従い処理されており、本件補助金の交付手続について、特に問題があったとは認められない。

### 4 判断

以上のとおり、請求人の主張するいずれの点についても理由がなく、また、本件監査対象の補助金の交付手続について、特に問題があったとは認められず、知事に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないことから、本件監査対象の補助金の交付を違法又は不当であるということとはできないと判断する。

また、このことから、現時点で、今後の本件法人への本件補助金の交付を停止すべき事由も認められないと判断する。

## 別紙事実証明書一覧表

番 号	名 称
1	開示資料（平成25年度 専修学校等教育振興費補助金の額の確定）
2	借用証書
3	陳述書及び添付書類